

奈良県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び宇陀市建設部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・五六〇号 ひのき坂長峯線	宇陀市榛原ひのき坂二丁目、榛原ひのき坂三丁目、榛原福地、榛原長峯、榛原天満台西二丁目及び榛原天満台西一丁目
大和都市計画道路 七・四・五六〇号 ひのき坂線	宇陀市榛原ひのき坂一丁目及び榛原ひのき坂三丁目
大和都市計画道路 七・四・五六一号 天満台線	宇陀市榛原天満台西二丁目、榛原天満台西一丁目、榛原天満台西三丁目、榛原天満台西四丁目、榛原天満台東一丁目、榛原天満台東二丁目、榛原天満台東三丁目及び榛原天満台東四丁目